

掛川市監査委員告示第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定による財政援助団体等監査の結果に基づき措置を講じた旨掛川市長から通知があったので、同条第12項の規定により次のとおり公表する。

平成30年8月16日

掛川市監査委員 横 山 茂 明

掛川市監査委員 草 賀 章 吉

掛川市監査委員 様

掛川市長
(文化振興課 扱い)

財政援助団体監査における指摘事項等の措置状況について (通知)

平成30年 3月15日付け掛監第98号で依頼のあった当市の財政援助団体である公益財団法人掛川市生涯学習振興公社に対する監査における指摘事項等の措置状況について、地方自治法第199条第12項に基づき次のとおり通知します。

記

指摘事項等	措置状況	改善・検討等の年月日
<p>ア 団体</p> <p>(ア) 収支伝票や決算諸表の作成については決裁におけるチェック体制の再確認を行い、適正な事務処理を行うこと。</p> <p>(イ) シオーネの収支決算書について、施設の管理費以外（振興公社の役員報酬、法人管理担当職員の人件費、退職金給与引当金）の費目も計上されており、施設に係る直接的な管理費が不明確である。事業計画書や報告書における費目の明細などは、所管課の指示に基づいた記載内容とすること。</p> <p>(ウ) 受託事業の完了届について、委託精算完了後の差し替えは認められないため、提出前の確認を徹底すること。</p> <p>(エ) コンサートや講座開催等の受託事業において、入場者・参加者数の増加により、要求水準を達成されたい。</p>	<p>(ア) 収支伝票や決算諸表については複数人でチェックするよう適正な事務処理を徹底します。</p> <p>(イ) 施設に係る経費と法人管理費とを別にしたシオーネの収支決算報告をするよう改善します。</p> <p>(ウ) 受託事業の完了届について、精算をスムーズに行い、全ての決算処理が完了してから、担当者と経理担当者と確認をし、提出します。</p> <p>(エ) 受託事業において、チケット販売システム・メンバーズ・販売促進方法等の見直しを図り入場者数の増加により要求水準の達成に努めます。</p>	<p>H30. 3. 15</p> <p>H30. 3. 31</p> <p>H30. 3. 15</p> <p>H30. 3. 15</p>
<p>イ 所管課</p> <p>(ア) 業務要求水準の利用者数が目標に達成していないが、指定管理料収入により個別の施設によっては大きな</p>	<p>(ア) 予算要求時、事業完了時の精査を徹底することに加え、年度途中であっても決算見込み書を提出させ、余</p>	<p>H30. 3. 31</p>

黒字となっているものがある。本市の指定管理者制度運用ガイドラインでは、使用料制度の考え方において「過剰な見積りや不要な経費、指定管理に直接関係ない当該団体の運営費（人件費等）が盛り込まれることがないように」と規定されている。また、利用料金制度は「収支差額（赤字）を指定管理料で補てんする形でなく、市が施設管理費を積算・精算し、指定管理者と協議した上で指定管理にかかる経費の一部（一定額）を支払う」こととなっている。どちらの制度も、所管課による指定管理の積算・精査が重要であるため、指定管理料の予算要求時と、事業完了時の精査は十分行われたい。また、十分な精査ができるよう、事業計画書や報告書における費目の明細方法などを、改めて公社に指示されたい。

- (イ) 管理状況を審査し、必要と認める場合は、余剰金を返還させることから、遅くとも出納閉鎖期間中に処理できるよう、3月までの最終支払いで余剰金がないか精査し、完了報告書の提出期限を4月末にするよう、見直されたい。
- (ウ) 委託費の支払い遅延に留意されたい。
- (エ) 第一期の委託料の支払時期を早くするように検討されたい。

剰が出ていれば変更契約を行います。

また、費目の明細方法については、予算と決算で費目を統一するように指示しました。

- (イ) 最終支払いで余剰金が出ないよう、決算見込みが出た時点で、適正な額に変更契約を行います。また、平成30年度から協定書の完了報告書の提出期限を4月末としました。
- (ウ) 支払計画を常に確認するとともに、生涯学習振興公社との月例報告会において、支払時期を確認するようにします。
- (エ) 平成30年度協定書で、前年度より支払い回数を増やすことにより、まとめて払うのではなく、必要な額を必要な時期に払うよう見直し、第一期の支払時期を早く設定しました。

H30. 4. 1

H30. 4. 1

H30. 4. 1